

寒川町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第2号

寒川町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例

寒川町犯罪被害者等支援条例(平成15年寒川町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。)」を「犯罪行為(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。以下同じ。)」に、「又は傷害」を「、重傷病又は障害」に改め、同条第3項中「傷害」を「重傷病」に、「医師又は歯科医師の診断により全治1月以上の加療を要するもの」を「法第2条第5項に規定する重傷病」に改め、同条第5項中「傷害支援金」を「傷害等支援金」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 この条例において「障害」とは、法第2条第6項に規定する障害をいう。

第3条第1号中「(次条第3項の規定による第1順位の遺族をいう。)」を「(法第4条第1号に規定する第1順位遺族をいう。)であって、法に基づき犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定(以下「支給裁定」という。)を受けた者(被害者の死亡の時ににおいて、住民基本台帳法の規定により本町の住民基本台帳に記載されている者に限る。)」に改め、同条第2号中「傷害支援金」を「傷害等支援金」に改め、「傷害を受けた者」を「重傷病又は障害を負った者であって、法に基づき支給裁定を受けた町民」に改める。

第4条を削る。

第5条各号列記以外の部分中「次に掲げる場合」を「法第6条各号のいずれかに該当する場合」に、「支援金」を「支援金の全部又は一部」に改め、同条各号を削り、同条を第4条とする。

第6条第2号中「傷害支援金」を「傷害等支援金」に改め、同条を第5条とする。

第7条第2項中「当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪被害が発生した日から7年」を「法に基づき支給裁定があった日から起算して2年」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 同一の犯罪被害に係る傷害等支援金の申請は、1度に限る。

第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条中「、又は支援金の支給後において第5条の規定に該当することが判明したとき」を削り、同条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町犯罪被害者等支援条例の規定は、この条例の施行日以後に受けた犯罪被害に係る支援について適用し、この条例の施行日前に受けた犯罪被害に係る支援については、なお従前の例による。